

第59期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年6月24日（火曜日）午前10時

開催場所

東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアット リージェンシー 東京 地下1階
『白鳳』の間
(末尾の株主総会会場ご案内図を参照ください。)

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

※株主総会ご出席株主様へのお土産のご用意はございません。

目 次

第59期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	13
連結計算書類	36
計算書類	38
監査報告	40

議決権行使期限

2025年6月23日（月曜日）午後5時30分までに
到着するように議決権を行使していただきますよう
お願い申し上げます。

(証券コード3766)
2025年6月6日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目1番1号
新宿三井ビルディング32階
システムズ・デザイン株式会社
代表取締役社長 隈 元 裕

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



当社ウェブサイト <https://www.sdcj.co.jp/>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株式情報」を順に選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。



東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「システムズ・デザイン」又は「コード」に当社証券コード「3766」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月23日（月曜日）午後5時30分までに到着するように議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

- 記
1. 日 時 2025年6月24日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目7番2号
ハイアット リージェンシー 東京 地下1階『白鳳』の間
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
1. 第59期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第59期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役5名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の意思表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 議決権行使書面を重複して行使された場合は、最後に到達したものを有効なものとして取り扱わせていただきます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書面を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、当該書面は、法令及び当社定款の定めに基づき、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」につきましては除いております。

従いまして、当該書面は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の上記電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、修正した旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。

◎株主総会におけるご出席の株主様へのお土産のご用意はございませんので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.sdcj.co.jp/>) に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。
議決権を行使する方法は、以下の2つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2025年6月24日（火曜日）
午前10時（受付開始:午前9時30分）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2025年6月23日（月曜日）
午後5時30分到着分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

〇〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、3、4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元をより一層拡充する観点から配当方針を前事業年度より見直し、今後は減配を実施せず増配または維持する「累進配当方針」を原則とすることを明確化し、DOE（純資産配当率）目標を設定し、3.5%以上を目指します。

上記方針に基づき当事業年度の期末配当金につきましては、普通配当を前事業年度比5円増配し、45円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式 1株につき45円
配当総額 153,831,870円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2025年6月25日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては社外取締役2名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	くまもとひろし 隈元裕 (1967年12月16日)	所有する当社の株式数…………… 35,000株
1		

再任

【略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）】

1993年 4 月 日本電気(株)入社
 2000年10月 当社入社
 2005年 4 月 当社営業本部部長
 2006年 4 月 当社経営企画本部部長
 2007年 4 月 当社営業本部部長
 2007年 6 月 当社取締役
 2010年 4 月 当社取締役システム事業部長
 2011年 6 月 当社常務取締役システム事業部長
 2013年 6 月 当社代表取締役社長（現任）
 （重要な兼職の状況）
 ピー・シー・エー(株)社外取締役
 シェアードシステム(株)取締役相談役
 (株)アイカム取締役相談役
 (株)フォー取締役相談役

【取締役候補者とした理由】

隈元裕氏は、永くIT業界に従事し、豊富な知見と営業経験を有しております。2013年に当社代表取締役社長に就任し、当社事業全般を統括しており、当社グループの持続的・安定的な収益基盤の確立を主導してまいりました。同氏の経験及び見識は、当社グループの経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

は せ けん い ち

長 谷 賢 一

(1963年 9月27日)

所有する当社の株式数…………… 3,000株

再任

【略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）】

1987年 4 月 (株)第一勧業銀行（現(株)みずほ銀行）入行
2000年 4 月 第一勧業証券(株)（現みずほ証券(株)）出向
2007年 4 月 同社グローバル投資銀行部門コーポレートオフィサー
2008年 6 月 同社資本市場グループコーポレートファイナンス部長
2014年 7 月 同社資本市場グループシニアエグゼクティブ
2015年 7 月 みずほキャピタルパートナーズ(株)（現MC P パートナーズ(株)）出向 等を経て
2018年 9 月 当社出向
2019年 4 月 当社入社 管理本部長 兼 経営管理部長
2021年 6 月 当社取締役管理本部長 兼 経営管理部長
2023年 7 月 当社取締役（現任）
（重要な兼職の状況）
シェアードシステム(株)監査役
(株)アイカム監査役
(株)フォー監査役

【取締役候補者とした理由】

長谷賢一氏は、金融業界での豊富なビジネス経験、管理業務経験に加え、当社での管理業務全般に関する経験及び財務関連の専門知識を有していることから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

お か だ ひ で あ き

岡 田 秀 明

(1964年 8月18日)

所有する当社の株式数…………… 3,000株

再任

【略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）】

1988年 4 月 (株)群馬富士通（現富士通フロンテック(株)）入社
2001年12月 富士通(株)転籍
2004年 4 月 同社G L O V I A 事業本部 開発部長
同マーケティング本部 部長（兼務）
2008年 4 月 同社ネットワークサービス事業本部 プロジェクト部長
2013年12月 同社金融システム事業本部 シニアマネージャー、アカウントマネージャーを経て
2020年 1 月 当社入社 第2システム事業部長
2023年 4 月 当社取締役付
2023年 6 月 当社取締役（現任）
（重要な兼職の状況）
シェアードシステム(株)代表取締役会長
(株)アイカム代表取締役会長
(株)フォー代表取締役会長

【取締役候補者とした理由】

岡田秀明氏は、永くIT業界に従事し、豊富なシステム開発経験に加えマーケティング部門の経験を有し、当社における事業統括実績及びIT業界における知見を有していることから、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

かじもと しげまさ

梶本 繁昌

(1959年11月17日) 所有する当社の株式数……………

一株

再任

独立

社外

[略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）]

1980年10月 日本システムサービス(株)（現(株)シーエーシー）入社
1982年 1 月 日本コンピュータ開発(株)（現(株)アイネット）入社
2000年 6 月 同社取締役
2002年 6 月 同社常務取締役
2003年 6 月 同社専務取締役
2006年 6 月 同社取締役副社長
2008年 4 月 同社代表取締役社長
2018年 6 月 同社取締役相談役
2019年 6 月 当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

アイビーシー(株) 社外取締役
沼尻産業(株) 社外取締役
(株)Pro-SPIRE 社外取締役

[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]

梶本繁昌氏は、2008年から10年にわたり、IT企業における代表取締役社長を務める等、会社経営に長年関わっており、豊富な業界の知見と経営実績を有していることから、その見識を活かして、当社の経営に関して有益な意見を頂くことを期待しております。同氏には社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

候補者番号

5

みつ や かおり

三谷 香

(1977年6月4日) 所有する当社の株式数……………

一株

再任

独立

社外

[略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）]

2006年12月 有限責任あずさ監査法人入社
2008年 7 月 有限責任監査法人トーマツ入社
2011年10月 アビームコンサルティング株式会社入社
2016年 3 月 三井金属鉱業株式会社入社
2022年10月 三谷公認会計士事務所代表（現任）
2023年 6 月 当社社外取締役（現任）

（重要な兼職の状況）

三谷公認会計士事務所代表
合同会社三谷会計パートナーズ代表社員
独立行政法人工業所有権情報・研修館 監事

[社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要]

三谷香氏は、直接経営に関与された経験はありませんが、公認会計士として豊富な財務・会計知識を有しているとともに、複数の事業会社における経理業務経験を通じて会社経営に資する知見を蓄え、また、女性活躍推進経験等も有していることから、その見識を活かして、当社の経営に関して有益な意見を頂くことを期待しております。同氏には社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- (注) 1. 取締役候補者隈元裕氏は、ピー・シー・エー株式会社の社外取締役を兼務しており、当社は同社との間に同社製品の開発・組立や電話による顧客サポート等の取引関係があります。また、シェアードシステム株式会社の取締役相談役を兼務しており、当社は同社との間にシステム開発事業の取引関係があります。さらに、同氏は、株式会社アイカムの取締役相談役を兼務しており、当社は同社との間にアウトソーシング事業等の取引関係があります。次に、同氏は、株式会社フォーの取締役相談役を兼務しており、当社は同社との間にアウトソーシング事業等の取引関係があります。なお、当社の主要株主である株式会社K a w a s h i m a（当社株式に対する持株比率36.7%）の株主であります。
2. 取締役候補者長谷賢一氏は、シェアードシステム株式会社の監査役を兼務しており、当社は同社との間にシステム開発事業の取引関係があります。また、株式会社アイカムの監査役を兼務しており、当社は同社との間にアウトソーシング事業等の取引関係があります。さらに、同氏は、株式会社フォーの監査役を兼務しており、当社は同社との間にアウトソーシング事業等の取引関係があります。
3. 取締役候補者岡田秀明氏は、シェアードシステム株式会社の代表取締役会長を兼務しており、当社は同社との間にシステム開発事業等の取引関係があります。また、株式会社アイカムの代表取締役会長を兼務しており、当社は同社との間にアウトソーシング事業等の取引関係があります。さらに、同氏は、株式会社フォーの代表取締役会長を兼務しており、当社は同社との間にアウトソーシング事業等の取引関係があります。
4. 取締役候補者梶本繁昌氏及び三谷香氏は、社外取締役候補者であります。当社と両氏の間には特別の利害関係はありません。
5. 梶本繁昌氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、6年となります。
6. 三谷香氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって、2年となります。
7. 当社は、梶本繁昌氏及び三谷香氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としており、再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、梶本繁昌氏及び三谷香氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合には引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
9. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告25頁に記載のとおりです。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役岡本芳明氏が任期満了となります。つきましては、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

とむら あつ お
戸村 敦雄 (1961年3月10日)

所有する当社の株式数…………… 一株

新任

社外

【略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）】

1984年 4月	(株)日本システムディベロップメント（現(株)NSD）入社
2006年 4月	同社執行役員第2システム本部長
2008年 6月	同社取締役執行役員営業統括本部副本部長兼新規事業開発部長
2012年 4月	同社常務取締役金融事業本部長兼ソリューションビジネス本部統括長兼ビジネス開発本部統括長
2013年 4月	同社常務取締役ビジネス開発本部統括長兼(株)NSDビジネスイノベーション代表取締役社長
2016年 4月	同社常務執行役員海外事業本部統括長兼ビジネス開発本部統括長兼北京仁本新動科技有限公司執行董事
2017年 4月	同社常務執行役員海外事業本部長兼北京仁本新動科技有限公司執行董事
2019年 4月	(株)NSDビジネスイノベーション代表取締役社長
2019年10月	(株)ステラス取締役専務執行役員
2020年 4月	(株)ステラス代表取締役社長
2023年 5月	和心システム(株)シニアアドバイザー兼(株)シーアンドエーソリューションアドバイザー（現任）

（重要な兼職の状況）

和心システム(株)シニアアドバイザー
(株)シーアンドエーソリューションアドバイザー

【社外監査役候補者とした理由】

戸村敦雄氏は、永くIT業界に従事し、高度な専門的知識を有しており、また、経営者としての豊富な経験と幅広い見解を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役候補者となりました。

- (注) 1. 監査役候補者戸村敦雄氏と当社との間には、内部監査に関する業務委託契約を締結しておりますが、同氏が社外監査役に就任する場合は、当該契約を解約する予定であります。
2. 戸村敦雄氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額といたします。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告2.(3)③に記載のとおりです。候補者が監査役に選任され就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2024年6月25日開催の第58期定時株主総会において補欠監査役に選任された片山雅也氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

お お た し げ き
大 田 茂 樹 (1959年10月1日)

所有する当社の株式数…………… 一株

[略歴及び重要な兼職の状況]

1982年 4 月	富士通株式会社入社
2004年 4 月	同社特機システム事業本部ICTシステム事業部部长
2006年 4 月	同社特機システム事業本部ICTシステム事業部長代理
2007年 4 月	同社特機システム事業本部ICTシステム事業部長
2008年 4 月	同社特機システム事業本部ICTシステム事業部長兼(株)富士通ディフェンスシステムエンジニアリング（現富士通ディフェンス&ナショナルセキュリティ(株)）取締役
2012年 4 月	同社特機システム事業本部ICTシステム事業部長兼(株)富士通システム統合研究所（現富士通ディフェンス&ナショナルセキュリティ(株)）取締役
2014年 4 月	同社特機システム事業本部長代理
2016年 4 月	(株)ジョイント・システムズ・サービス代表取締役社長
2023年 4 月	同社シニアアドバイザー

[補欠の社外監査役候補者とした理由]

大田茂樹氏は、永くIT業界に従事し、高度な専門的知識を有しており、また、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有していることから、その見識を活かして、当社の監査体制に反映して頂くことを期待しております。なお、同氏は、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 大田茂樹氏と当社との間には、内部監査支援や経営企画支援に関する業務委託契約を締結しておりますが、同氏が監査役に就任する場合は、当該契約を解約する予定であります。
2. 大田茂樹氏は、補欠の監査役候補者であります。
3. 本議案が承認され監査役に就任することとなった場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額といたします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約の内容の概要は、事業報告2.(3)③に記載のとおりです。候補者が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以 上

(ご参考) 取締役及び監査役のスキル・マトリックス

当社では、コーポレートスローガン及び企業理念の実現に向けて、取締役会メンバーに必要なスキルを定義し、各メンバーの専門性・経験との対応関係を下図のとおりまとめました。

氏名	役職	企業 経営	財務・ 会計	ガバナンス 法務・ リスク管理	業界の知見 テクノロジー (IT/ デジタル)	組織・ 人事・ 人材	営業 マーケティング	サステナビリ ティ・ESG
隈 元 裕	代表取締役社長	●		●	●		●	
長谷 賢一	取締役		●	●		●		●
岡田 秀明	取締役				●		●	
梶本 繁昌	社外取締役	●	●		●		●	
三 谷 香	社外取締役		●					●
戸村 敦雄	常勤社外監査役	●			●			
深澤 公人	社外監査役		●					
大久保映貴	社外監査役			●				

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

イ) 営業の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が緩やかに改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復の動きが期待される一方、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっております。加えて、物価上昇の継続が消費者マインドの下振れ等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクがあります。また、金融資本市場の変動等の影響に一層注意する必要があります。

当社グループの属する情報サービス分野においては、日銀短観（2025年3月調査）にて今期のソフトウェア・研究開発を含む設備投資計画は非製造業において増加が見込まれており、事業の拡大や競争力強化を目的としたDX（デジタルトランスフォーメーション）に関連したIT投資需要の継続した拡大が期待されております。

このような事業環境、課題認識を踏まえ、当社グループでは、「デジタルサービス企業として、価値ある技術・サービスを提供し続ける」ことを目指し、第58期より第8次中期経営計画を進めております。

「ONEsdc ステークホルダーとともに新たなステージへ」を基本メッセージに掲げ、「安定的収益を拡大する」、「社会の持続的な成長に貢献する」の2つをビジョンとして定め、さらに、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」にも応えつつ、引き続き、中期経営計画の基本方針に基づき、システム開発事業においては、ソリューションビジネスの拡充等、アウトソーシング事業においては、オンサイトビジネス強化等に取り組んでおります。併せて、サステナビリティ基本方針に基づき、マテリアリティ（重要課題）を特定し、人的資本投資の拡充、健康経営の推進（健康優良企業「銀の認定」の取得）、本社移転の実施、継続的なESG投資の実施等、当社グループ全体として、企業理念である「ステークホルダーとともに社会の持続的な成長に貢献する」の実現に向けて、積極的に取り組みを行っております。

また、当連結会計年度においては、昨年実施した正社員基本給与の引き上げや人材育成のための教育活動の拡充、本社移転による費用計上等があり、前期比で販売費及び一般管理費

が大きく増加しております。なお、不稼働資産となっていた保養所の売却も実施いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は9,609,075千円（前期比1.6%増）となり、営業利益は454,455千円（前期比13.3%減）、経常利益は477,768千円（前期比15.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は297,649千円（前期比12.9%減）となりました。

システム開発事業につきましては、子会社の業績は堅調でありましたが、主要顧客のシステムリプレースが収束するなかで、人的資本投資の拡充や本社移転の実施を行ったことから、売上は増加したものの、利益は減少いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は5,256,492千円（前期比1.6%増）、営業利益は332,345千円（前期比10.3%減）となりました。

アウトソーシング事業につきましては、定額減税関連の受注増があり、子会社の業績も堅調でありましたが、オンサイトビジネスの強化に苦戦しており、また、人的資本投資の拡充や本社移転の実施を行ったことから、売上は増加したものの、利益は減少いたしました。

この結果、当連結会計年度における売上高は4,352,582千円（前期比1.5%増）、営業利益は122,109千円（前期比20.6%減）となりました。

ロ) 事業別売上高

事業区分	売上高（千円）	構成比（％）	前期比（％）
システム開発事業	5,256,492	54.7	101.6
アウトソーシング事業	4,352,582	45.3	101.5
合計	9,609,075	100.0	101.6

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施しました設備投資等は総額146,348千円であり、その主なものは次のとおりです。

当連結会計年度中に完成した主要設備

システムズ・デザイン株式会社	建物他	128,076千円	全社
株式会社アイカム	リース資産他	11,369千円	アウトソーシング事業

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 56 期 (2022年3月期)	第 57 期 (2023年3月期)	第 58 期 (2024年3月期)	第 59 期 (当連結会計年度) (2025年3月期)
売 上 高(千円)	8,339,027	9,410,562	9,458,437	9,609,075
経 常 利 益(千円)	354,354	605,562	562,824	477,768
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	239,572	380,993	341,909	297,649
1株当たり当期純利益(円)	70.33	111.82	100.25	87.12
総 資 産(千円)	5,440,131	5,924,124	6,328,107	6,394,826
純 資 産(千円)	3,878,731	4,195,734	4,459,115	4,616,819
1株当たり純資産額(円)	1,138.35	1,231.40	1,306.86	1,350.55

- (注) 1. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
シェアードシステム株式会社	10百万円	100%	シ ス テ ム 開 発 業 務
株 式 会 社 ア イ カ ム	10百万円	100%	コ ン タ ク ト セ ン タ ー 業 務
株 式 会 社 フ ォ ー	10百万円	100%	I D / I C カ ー ド 発 行 業 務

(注) 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経済環境は、国際情勢の不安定化や、世界経済の先行き不透明感の高まりなど、注視すべき事象が多く存在しております。一方で、AI分野の活況とDXによる社会変革が今後より一層進んでいくことが予想され、IT人材、とりわけ専門技術を有する高度IT人材の確保が急務となっております。

また、「SDGs（持続可能な開発目標）」の達成に向け、社会全体としての取り組みが進んでおり、各企業もビジネスイノベーションを発揮し、事業を通じて社会課題の解決に貢献するとともに、ダイバーシティの推進や働き方改革への対応が求められております。

このような事業環境、課題認識を踏まえ、当社グループでは、「デジタルサービス企業として、価値ある技術・サービスを提供し続ける」ことを目指し、第58期より第8次中期経営計画を進めております。

「ONEsdc ーステークホルダーとともに新たなステージへ」を基本メッセージに掲げ、「安定的収益を拡大する」、「社会の持続的な成長に貢献する」の2つをビジョンとして定め、さらに、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」にも応えつつ、以下の5つの基本方針に基づき、当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題に取り組んでおります。

①成長事業を拡大する

システム開発事業における業種別戦略の強化によって、既存主要顧客からの高収益案件の継続した受注に加え、関連グループ会社からも案件を獲得し、着実に収益を拡大しております。また、ローコード・Salesforce・SAP・クラウドを活用したソリューションビジネスの拡充によって、既存主要顧客をはじめ顧客開拓を進めながら新規案件を受注しております。アウトソーシング事業では、オンサイトビジネス強化、低収益ビジネスの見直し、新たなビジネスモデルへの変革を引き続き推進しております。

また、グループ会社やビジネスパートナー各社との相互連携や情報共有をより一層強化し、グループ間の営業連携や共同開発などを拡大、ビジネスパートナーのサービスを活かした営業活動や事業展開などを推進してまいります。

②新たな収益基盤を確立する

AIやIoTといったデジタル技術の革新を受けて事業競争力の強化や事業モデルの変革を目指した攻めのIT投資需要が継続する中、社会の持続的な成長に向け、社会課題の解決に繋がる新たな取り組みを図っていくことも求められています。当社においても、「DX推進室」を中心に、外部と共創しながらデジタル技術を活用し、社内外に対して革新的な価値を創出することを引き続き目指してまいります。併せて、M&A、マイノリティ投資も積極的に進めてまいります。

システム開発事業においては、IoTベンチャー企業とともに、両社のノウハウと保有データを活用した新サービスの創出に向けた検証を進めており、アウトソーシング事業においても、新たなビジネスモデルへの変革に向けて、昨年新たに開始した業務提携先との連携を拡大するとともに、新サービスの立ち上げに向けた協業を進めております。

③コンプライアンスを徹底する

当社グループでは、企業倫理に基づく公正で健全な企業であり続けるため、コンプライアンス違反を発生させない体制整備に継続して取り組むとともに、コンプライアンス意識の維持向上のための教育を継続的に実施しております。これによりコンプライアンス意識をより一層向上させ、一人一人が自らリスク回避に取り組み、レベルの高い対応をしていけることを目指してまいります。

④社員の働きがいを高める

人的資本投資の拡充の観点から、第8次中期計画において正社員の賃金10%アップを掲げ、達成いたしました。健康経営においてはITS健康優良企業「銀の認定」を取得し、更なる健康経営の推進を進めております。また、本社移転等により職場環境の改善を進めるとともに、人事制度等の見直しによって、よりワークライフバランスが実現しやすい環境整備を進めました。人材育成の面では、システム開発事業において自律的な学びのシステムを導入し、等級別ラーニングパスによる継続的なエンジニア育成、リスクリリング文化醸成への取り組みを始めました。さらには、従業員持株会の奨励金を5%から10%に拡充したことで持株会会員数が約40%アップし、活性化に繋がりました。

引き続き、コミュニケーション活性化、生産性の向上、帰属意識及び社員満足度の向上等を通じて働きがいを高めるとともに、優秀な人材の確保を実現し、事業の持続的な成長を目指してまいります。

⑤SDGsを推進する

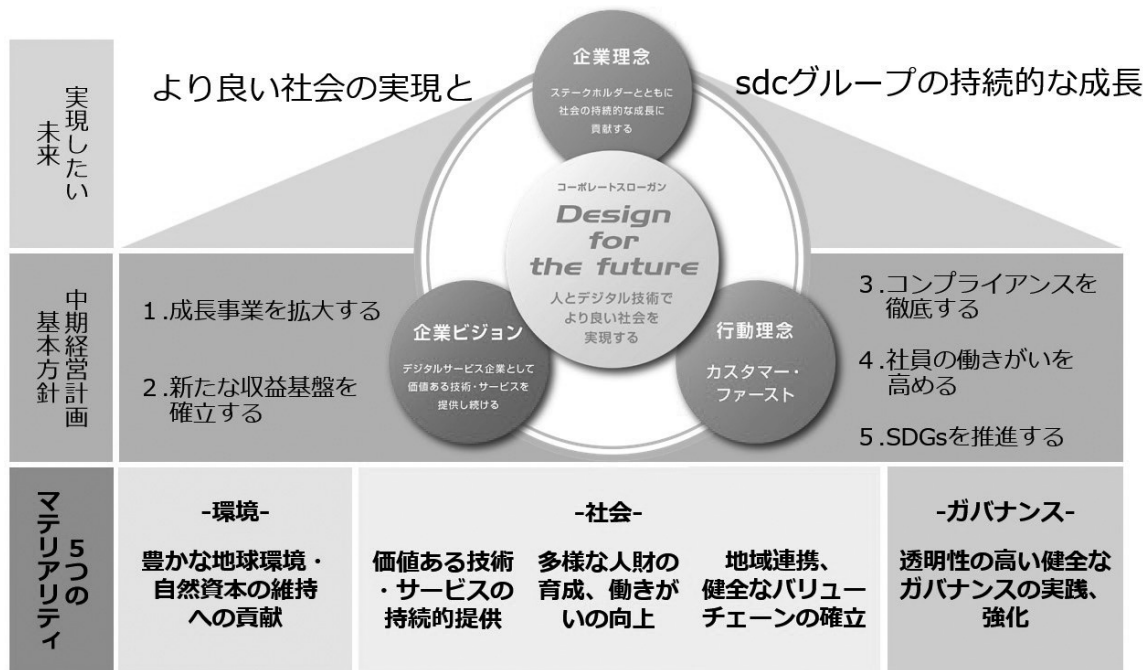
企業理念として掲げた「ステークホルダーとともに社会の持続的な成長に貢献する」の実現に向けて、SDGsの取り組みにつき、社内への浸透をより一層図るとともに、サステナビリティ基本方針を定め、取り組みの加速化を進めております。

気候変動に伴う温室効果ガス排出量削減に向けた国際的な枠組みであるSBT認定の取得に向け、Scope1-3の温室効果ガス排出量算定を完了し、当該算定結果をもって、申請準備を進めており、2025年中にSBT認定を取得する計画です。また、脱炭素社会等の実現に寄与するESG投資についても毎年継続して行ってまいります。

ダイバーシティ&インクルージョンの推進においては、2025年目標としていた女性管理職比率15%以上をこの4月に達成いたしました。今後も継続して推進してまいります。また、障が

い者雇用支援等をはじめとする地域貢献として、行政と連携し、障がい者の職場実習を通じて参加者の就労支援を行うほか、行政が運営する障がい者福祉施設で生産する菓子類を全社キックオフミーティングで提供する等、地域貢献活動を継続的に進めてまいります。

これらの取り組みを当社グループ全体として検討、推進していくため、昨年9月に当社グループのマテリアリティ（重要課題）を特定するとともに、サステナビリティ推進委員会を新たに設置し、取り組み体制を強化しております。



なお、「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」は、改めて当社グループの現状を評価および分析し、PBR（株価純資産倍率）改善に向けて、以下の目標、方針の下で取り組みを進めております。

目標（KPI）について

PBR向上のためには資本コストを上回るROE（自己資本利益率）の達成が求められるとの認識のもと、当社グループは、中期経営計画目標としてROE 8 %以上を掲げております。2025年3

月期は、一時的に落ち込みましたが、2026年3月期には当初策定いたしました中期経営計画目標である売上高経常利益率5%以上、ROE8%以上の達成を目指してまいります。また、2025年3月期より新たな財務指標としてDOE（純資産配当率）を採用しており、2023年3月期実績2.0%の75%増となる3.5%以上を目標に加えております。

	第58期 2024年3月期	第59期 2025年3月期	第60期 2026年3月期見通し
売上高経常利益率 (%)	6.0	5.0	5.8 (中計目標5%以上)
ROE（自己資本利益率） (%)	7.9	6.6	8.0 (中計目標8%以上)
DOE（純資産配当率） (%)	3.2	3.4	3.6 (中計目標3.5%以上)

PBR改善に向けた取り組み方針

前述した当社グループが優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題への取り組みを含め、以下の諸施策の実行により、引き続き、ROEならびにPER（株価収益率）の改善を図り、PBR（ $\text{PBR} = \text{ROE} \times \text{PER}$ ）の向上を目指してまいります。

- イ) 成長事業の拡大、新たな収益基盤の確立によるROEの改善
- ロ) 資本政策の見直しによるROEの改善
- ハ) 非財務戦略の推進によるPERの改善
- 二) IR活動の強化によるPERの改善

株主の皆様におかれましては、今後ともなお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) **主要な事業内容**（2025年3月31日現在）

当社グループは、総合情報サービス会社として下記の事業を営んでおります。

① システム開発事業

企業向けの情報システムの企画、開発から運用までをトータル的にサポートするS I サービスを提供しています。

② アウトソーシング事業

アウトソーシング業務を行うビジネスプロセッシングサービス、コンタクトセンター、データエントリーを中軸として、ID／ICカード発行ソリューションサービスを提供しています。

(6) **主要な営業所及び工場**（2025年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所

本 社	東京都新宿区
大 阪 事 業 所	大阪府大阪市北区
天 満 橋 事 業 所	大阪府大阪市中央区
大 阪 医 療 リ モ ー ト セ ン タ ー	大阪府大阪市北区
成 増 事 業 所	東京都板橋区
エ ン ト リ ー セ ン タ ー	東京都八王子市
横 浜 事 業 所	神奈川県横浜市西区
山 梨 事 業 所	山梨県甲斐市
山 梨 竜 王 セ ン タ ー	山梨県甲斐市

② 子会社

シェアードシステム株式会社	東京都豊島区
株式会社アイカム	東京都文京区
株式会社フォー	東京都調布市

(7) 使用人の状況（2025年3月31日現在）**① 企業集団の使用人の状況**

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
システム開発事業	301 (11) 名	△1 (2) 名
アウトソーシング事業	160 (613) 名	13 (△25) 名
全社（共通）	84 (24) 名	11 (3) 名
合計	545 (648) 名	23 (△20) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、契約社員及びパート社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。また、全社（共通）として記載されている使用人数は、営業部門及び管理部門に所属しているものです。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
382 (351) 名	12 (△6) 名	39.3歳	9.8年

(注) 使用人数は就業員数であり、契約社員及びパート社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 15,760,000株
- ② 発行済株式の総数 3,500,000株
- ③ 株主数 1,472名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社 Kawas him a	1,253千株	36.7%
光通信株式会社	256	7.5
株式会社 U H Partners 2	229	6.7
日本生命保険相互会社	80	2.3
システムズ・デザイン社員持株会	62	1.8
山下良久	59	1.7
金田真吾	58	1.7
川村洋子	56	1.7
細谷徳男	51	1.5
株式会社 みずほ銀行	50	1.5

(注) 1. 当社は、自己株式を81,514株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

交付対象役員	株式数	交付対象者
取締役（社外取締役を除く）	6,400株	1名

(注) 交付対象役員には、会社役員であった者を含みます。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2025年3月31日現在）

地	位	氏	名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長		隈	元 裕	アウトソーシング事業担当 ピー・シー・エー株式会社社外取締役 シェアードシステム株式会社取締役相談役 株式会社アイカム取締役相談役 株式会社フォー取締役相談役
取 締 役		長	谷 賢 一	管理業務担当 シェアードシステム株式会社監査役 株式会社アイカム監査役 株式会社フォー監査役
取 締 役		岡	田 秀 明	システム開発事業担当 シェアードシステム株式会社代表取締役会長
取 締 役		梶	本 繁 昌	アイビーシー株式会社社外取締役 沼尻産業株式会社社外取締役 株式会社Pro-SPIRE社外取締役
取 締 役		三	谷 香	三谷公認会計士事務所代表 合同会社三谷会計パートナーズ代表社員 独立行政法人工業所有権情報・研修館監事
常 勤 監 査 役		岡	本 芳 明	
監 査 役		深	澤 公 人	深澤会計事務所所長 ピー・シー・エー株式会社社外監査役 学校法人サンテテクノカレッジ監事
監 査 役		大	久 保 映 貴	T H総合法律事務所弁護士

- (注) 1. 取締役梶本繁昌氏及び取締役三谷香氏は、社外取締役であります。
2. 監査役深澤公人氏及び監査役大久保映貴氏は、社外監査役であります。
3. 2024年6月25日をもって取締役吉峯英彰氏は、辞任いたしました。
4. 当事業年度中および事業年度末日後の取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は、次のとおりです。
- (1)取締役隈元裕氏の地位、担当及び重要な兼職を以下のように変更しております。
- 2024年6月25日より、アウトソーシング事業を担当し、2025年4月1日付でアウトソーシング事業

担当を外れております。

(2)取締役岡田秀明氏の地位、担当及び重要な兼職を以下のように変更しております。

2025年4月1日より、アウトソーシング事業を担当しております。

2025年5月20日より、株式会社フォー代表取締役会長に就任しております。

2025年5月21日より、株式会社アイカム代表取締役会長に就任しております。

(3)取締役三谷香氏の地位、担当及び重要な兼職を以下のように変更しております。

2024年6月29日より、独立行政法人工業所有権情報・研修館監事に就任しております。

5. 取締役三谷香氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 監査役深澤公人氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
7. 当社は、取締役梶本繁昌氏、取締役三谷香氏、監査役深澤公人氏、監査役大久保映貴氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役及び監査役全員を被保険者として、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約では、当社が負う有価証券損害保険費用、訴訟費用、不祥事が生じた際の調査費用等の補償に加え、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害賠償費用、訴訟費用等を補填するものであります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での1年毎の更新を予定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

イ)取締役の個人別の報酬等にかかる決定方針

当社は、2021年12月20日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

1. 基本方針

取締役の報酬は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を促進する報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、社外取締役を除く取締役の報酬は、金銭による固定された基本報酬、及び非金銭報酬である株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役の報酬は、その職務に鑑み、金銭による基本報酬のみとする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の決定に関する方針

取締役の基本報酬は、月例の金銭による固定された報酬とし、役位、職責、前年度の評価に基づく当社への業績貢献度等も考慮しながら、当社と同程度の事業規模の企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、総合的に勘案して決定するものとする。

社外取締役を除く取締役の基本報酬は、役位に応じた固定部分と前年度の評価に基づく業績貢献度に応じた変動部分に分け、その合計額を金銭による固定の基本報酬として支給する。

社外取締役を除く取締役の固定部分は、役位に応じて定めるものとする。

社外取締役を除く取締役の変動部分は、固定部分の0%から概ね23%の範囲で、前年度の評価を踏まえた担当業務における各期の業績貢献度等を総合的に勘案した評価に応じ7段階で定めるものとする。

社外取締役を除く取締役の個別の報酬額については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、役位及び前年度の評価を踏まえた業績貢献度等に応じて定めることとし、代表取締役と取締役相互が協議を行い、各評価の妥当性を検討した上で代表取締役が原案を作成し、さらに、常勤監査役や社外取締役の意見も取り入れることで、客観性、公正性、透明性を担保した上で、取締役会にて承認する。

社外取締役の金銭による固定された基本報酬は、その職責に応じて定めるものとし、個別の報酬額については、株主総会で決議された報酬総額の範囲内において、代表取締役が原案

を作成し、常勤監査役の意見も取り入れることで、客観性、公正性、透明性を担保した上で、取締役会にて承認する。

3. 非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

非金銭報酬等は中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、株式報酬（事後交付型リストラクテッド・ストック）とし、社外取締役を除く取締役を対象として、その取締役の退任時に交付するものとする。

株式報酬（事後交付型リストラクテッド・ストック）については、取締役会にて別途定める付与規程に従い、株主総会で決議された付与総数の範囲内で、毎年、1ポイントにつき当社の普通株式1株に相当するポイントを役位に応じて付与し、対象取締役が当社の取締役を退任する際に、当該退任の時の直後の時点で保有するポイントの合計数に応じて、1ポイントあたり当社株式1株を退職給与として交付するものとする。ただし、対象取締役が当社の取締役会が定める期間が満了する前に当社の取締役を退任した場合など、株式報酬の付与規程にあらかじめ定めた一定の事由が生じた場合には、対象取締役に付与されたポイントを喪失させることができるものとする。

4. 金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模の企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、金銭報酬である基本報酬と非金銭報酬である株式報酬の比率の目安を9：1とし、上位の役位ほど株式報酬のウエイトが高まる構成となるよう、株式報酬の付与規程を取締役会にて定める。

ロ)当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 (うち 社 外 取 締 役)	6名 (2名)	63,184千円 (7,200千円)
監 (うち 社 外 監 査 役)	3名 (2名)	13,200千円 (6,000千円)
合 計 (うち 社 外 役 員)	9名 (4名)	76,384千円 (13,200千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役及び監査役の報酬限度額は、2006年6月27日開催の第40期定時株主総会において、取締役については年額150,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役については年額40,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役0名）、監査役の員数は3名になります。
3. 上記の報酬等の額には、以下のものも含まれております。

当事業年度における株式報酬引当金の繰入額

取締役 4名（社外を除く） 15,062千円

⑤ 社外役員に関する事項

イ)他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役梶本繁昌氏は、アイビーシー株式会社社外取締役、沼尻産業株式会社社外取締役及び株式会社Pro-SPIRE社外取締役であります。当社はアイビーシー株式会社及び沼尻産業株式会社との間には特別の利害関係はありません。株式会社Pro-SPIREとの間にシステム開発等の取引関係があります。
- ・取締役三谷香氏は、三谷公認会計士事務所代表、合同会社三谷会計パートナーズ代表社員及び独立行政法人工業所有権情報・研修館監事であります。当社は三谷公認会計士事務所、合同会社三谷会計パートナーズ及び独立行政法人工業所有権情報・研修館との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役深澤公人氏は、深澤会計事務所所長、学校法人サンテクノカレッジ監事及びピー・シー・エー株式会社社外監査役であります。当社は深澤会計事務所及び学校法人サンテクノカレッジとの間には特別の利害関係はありません。当社はピー・シー・エー株式会社との間に製品の開発・組立や電話による顧客サポート等の取引関係があります。
- ・監査役大久保映貴氏は、T H総合法律事務所弁護士であります。当社は、T H総合法律事務所との間には特別の利害関係はありません。

ロ)当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役 梶 本 繁 昌	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。経営から独立した客観的・中立的な立場から適宜発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取 締 役 三 谷 香	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。経営から独立した客観的・中立的な立場から適宜発言を行っており、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監 査 役 深 澤 公 人	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。また、監査役会14回の全てに出席いたしました。税理士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監 査 役 大 久 保 映 貴	当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。また、監査役会14回の全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任 あずさ監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
イ. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	44百万円
ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制（いわゆる内部統制システム）の整備方針については、次のとおり取締役会で決議しております。

当社は、内部統制システムの目的を「業務の有効性、効率性の確保」「財務報告の信頼性確保」「法規則と内部規程の遵守」「会社資産の保全」とであると認識し、不断の見直しによって内部統制の一層の強化、改善を図っております。

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業としての社会的信頼に応え、当社の企業倫理及び法令遵守の基本姿勢を明確にすべく、「企業行動基準」及び「コンプライアンス基本方針」を定め、その実践の為に、「コンプライアンス規程」を作成し、その徹底を図る。

当社役員及び使用人はこれらを率先垂範して実践する。

また、コンプライアンス体制の維持、向上を図るため、研修などを通じて指導教育を実施し、その徹底を図る。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役の職務執行に係る文書その他の情報につき、当社「文書管理規程」及び「個人情報保護規程」、「情報システム運用管理規程」に従い適切に保存及び管理（廃棄を含む。）の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ) 当社のリスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定める。

ロ) 発生が予想されるリスクの項目について同規程に明示し、各部門責任者が担当業務のリスク管理を行う。

ハ) 「リスク管理規程」に基づき、代表取締役社長を委員長とする総合リスク対策委員会を設置し、リスク一覧表の作成、定期的な見直しを行うとともに、リスクが生じた場合、その重要度に応じて臨時開催し、必要に応じて顧問弁護士等を含むアドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ) 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取

締役会を毎月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。

ロ) 当社の経営方針及び経営戦略に係る重要事項については事前に経営企画会議において検討し、その審議を経て意思決定を行うものとする。

ハ) 当社の取締役会の決定に基づく職務執行については、組織権限規程に基づく業務分掌、職務権限等の社内規程を整備し、各役職者の権限と責任の明確化を図り、適正、かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築する。

⑤ 当社並びに子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

イ) 当社は「関係会社管理規程」に基づき子会社に対して自主性を尊重しつつ、透明性のある適切な経営管理を行うとともに、内部統制に関する情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。当社グループにおける重要事項に関し定期的な状況の把握により、適切に管理する。

ロ) 当社の内部監査室は、「内部監査規程」に基づき当社及びグループ各社の内部監査を実施し、コンプライアンスに関する取り組み及び内部統制に関して状況の把握と改善策の指導、助言を行う。

ハ) 当社は「リスク管理規程」に基づき、当社グループにおけるコンプライアンス違反リスクを含むリスク対策として、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ) 監査役の職務を補助すべき使用人に関しては、監査役から求められた場合は、監査役補助者を設置するものとする。

ロ) 監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、それ以外の者の指揮命令は受けないものとする。

⑦ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制及び報告したものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

イ) 当社の取締役及び使用人は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、監査役に対して当該事実に関する事項を速やかに報告しなければならない。

- ロ) 当社の取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行わなければならない。
 - ハ) 当社の取締役及び使用人は、当該報告を監査役に行ったことによって、社内でも不利益な取扱いを受けないものとする。
 - 二) 子会社の取締役、監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は当社の監査役会の定めるところに従い、前イ、ロと同様に、当社の監査役に報告を行うものとする。前ハについても同様とする。
- ⑧ 監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社の監査役がその職務の執行につき、当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、当社は、請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行う。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ) 監査役は、代表取締役社長と定期的に監査上の重要事項について意見及び情報の交換を行う。
 - ロ) 監査役は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができる。
 - ハ) 監査役は外部監査人、内部監査室と密接な連携を保ちながら、情報、意見交換を行うとともに、必要に応じて報告を求める。
 - 二) 監査体制の実効性を高めるため、当社の常勤監査役と子会社の監査役は、定期的に監査上の重要事項について意見及び情報の交換を行う。

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社及び当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは断固として対決する旨の規定を「企業行動基準」に明文化し、ホームページにおいて公表するとともに、当社において「反社会的勢力排除に関する規程」を制定し、反社会的勢力との一切の関係・取引をしない、また利用しないことを徹底するための組織体制について規定し、もって会社運営の適正及び経営意思決定過程の適性並びに役職員の生命、身体の安全を確保することを目的としております。

反社会的勢力排除を組織として推進するため、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、マニュアルに沿った業務活動を行うとともに、社内での教育、指導にも努めております。

当該体制の運用状況の概要

①コンプライアンスに対する取り組み

当社はコンプライアンス規程を制定するとともに、法務コンプライアンス担当を配置し、当社役員及び使用人に対して法令遵守の意識を高める企業コンプライアンス研修等の各種セミナーを開催する等、コンプライアンスに対する意識向上を図っております。

また、当社役員及び使用人に対して、情報セキュリティ、個人情報保護に関する教育及び研修を実施し、コンプライアンスに対する意識向上に向けた取り組みを行っております。

②職務執行が効率的に行われることに対する取り組み

当社は、取締役会規程、職務権限規程に基づき、取締役会承認事項、稟議承認事項の各種区分に分けて、承認基準と意思決定を明確化しております。稟議承認事項についてはその重要性により、稟議決裁、事業部長決裁、部長決裁、課長決裁と分けております。

また、稟議承認については電子決裁制度を導入し、手続きが効率的かつ迅速に行われるよう努めております。

③監査役の監査が実効的に行われることに対する取り組み

監査役は監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役及び幹部社員から懸案事項及び事業のリスクについてヒアリングを行う他、社長と年4回の意見交換を行っております。

④内部監査の実効性を確保するための取り組み

内部監査室は、全部門を対象に監査を計画的に実施し、監査結果を社長に報告するとともに、必要に応じて改善事項の指摘・指導を行い、改善状況を報告させ監査の実効性を高めております。また取締役会への定期報告も実施しております。

⑤財務報告及び情報開示に係る内部統制に対する取り組み

当社では内部統制プロジェクトを立ち上げ、策定した監査計画に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しております。

また、年1回、業務プロセスのリスクやコントロールの見直しを行い、社内運用ルール及び社内システムの改善につなげることで、内部統制システムの質的向上を図っております。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財政及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元をより一層拡充する観点から配当方針を前事業年度配当より見直し、今後は減配を実施せず増配または維持する「累進配当方針」を原則とすることを明確化し、新たにDOE目標を設定し、3.5%以上を目指します。

内部留保につきましては、業務の一層の効率化を図るための設備投資、優秀な人材の確保・育成、社内体制の充実等、経営基盤の強化に充当し、業容の拡大に取り組み、企業価値の増大を通じ、株主の皆様への利益還元を充実させることを基本とする方針であります。

上記方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、普通配当を前事業年度比5円増配し、45円といたしたいと存じます。

なお、翌事業年度の配当予想につきましても、株主還元をより一層進めていくため、普通配当として1株当たり5円増配し、50円としております。

今後も引き続き、株主の皆様への利益還元をより一層拡充してまいります。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,829,071	流 動 負 債	1,214,498
現 金 及 び 預 金	2,939,886	買 掛 金	52,565
受取手形、売掛金及び契約資産	1,639,710	リ ー ス 債 務	5,716
商 品 及 び 製 品	52,367	未 払 金	628,074
仕 掛 品	3,731	未 払 法 人 税 等	84,876
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,882	契 約 負 債	46,937
短 期 貸 付 金	100,000	受 注 損 失 引 当 金	4,749
そ の 他	92,885	賞 与 引 当 金	190,383
貸 倒 引 当 金	△1,392	そ の 他	201,194
固 定 資 産	1,565,755	固 定 負 債	563,508
有 形 固 定 資 産	333,671	リ ー ス 債 務	13,664
建 物 及 び 構 築 物	152,729	役 員 株 式 報 酬 引 当 金	42,250
土 地	84,919	退 職 給 付 に 係 る 負 債	472,145
リ ー ス 資 産	17,618	資 産 除 去 債 務	3,282
そ の 他	78,403	そ の 他	32,165
無 形 固 定 資 産	71,133	負 債 合 計	1,778,007
の れ ん	54,342	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ エ ア	10,003	株 主 資 本	4,603,764
そ の 他	6,787	資 本 金	333,906
投 資 そ の 他 の 資 産	1,160,949	資 本 剰 余 金	298,270
投 資 有 価 証 券	171,164	利 益 剰 余 金	4,010,902
繰 延 税 金 資 産	242,642	自 己 株 式	△39,314
保 険 積 立 金	524,439	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	13,054
そ の 他	222,703	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	22,073
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△9,018
資 産 合 計	6,394,826	純 資 産 合 計	4,616,819
		負 債 純 資 産 合 計	6,394,826

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結損益計算書

(2024年 4 月 1日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	9,609,075
売上原価	7,461,122
売上総利益	2,147,953
販売費及び一般管理費	1,693,498
営業利益	454,455
営業外収益	23,312
受取利息	6,118
受取配当金	4,146
受取成金収入	11,803
その他	1,243
経常利益	477,768
特別利益	3,690
特 別 利 益	3,690
固定資産売却益	3,690
特別損失	27,283
固定資産除却損	4,025
本社移転費用	7,321
投資有価証券評価損	15,936
税金等調整前当期純利益	454,175
法人税、住民税及び事業税	154,202
法人税等調整額	2,323
当期純利益	297,649
親会社株主に帰属する当期純利益	297,649

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,333,913	流 動 負 債	781,148
現金及び預金	1,882,582	買掛金	8,239
受取手形、売掛金及び契約資産	1,235,307	未払金	404,672
商品及び製品	32,672	未払費用	49,812
仕掛品	1,780	未払法人税等	44,809
原材料及び貯蔵品	1,841	未払消費税等	34,401
前払費用	46,422	契約負債	3,979
関係会社短期貸付金	27,000	受注損失引当金	4,749
短期貸付金	100,000	賞与引当金	190,383
その他の他	6,677	その他の他	40,101
貸倒引当金	△370	固 定 負 債	535,448
固 定 資 産	2,294,334	役員株式報酬引当金	42,250
有形固定資産	280,743	退職給付引当金	459,146
建物	129,076	その他の他	34,051
構築物	0	負 債 合 計	1,316,597
工具、器具及び備品	60,142	純 資 産 の 部	
土地	84,089	株 主 資 本	4,289,577
リース資産	7,435	資 本 金	333,906
その他の他	0	資 本 剰 余 金	298,270
無 形 固 定 資 産	12,029	資本準備金	293,182
ソフトウェア	5,816	その他資本剰余金	5,088
その他の他	6,213	利 益 剰 余 金	3,696,715
投資その他の資産	2,001,561	利益準備金	25,743
投資有価証券	155,726	その他利益剰余金	3,670,972
関係会社株式	982,956	別途積立金	1,916,671
関係会社長期貸付金	6,750	繰越利益剰余金	1,754,300
差入保証金	137,415	自 己 株 式	△39,314
保険積立金	484,606	評価・換算差額等	22,073
繰延税金資産	227,034	その他有価証券評価差額金	22,073
その他の他	7,072	純 資 産 合 計	4,311,651
資 産 合 計	5,628,248	負 債 純 資 産 合 計	5,628,248

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

損 益 計 算 書

(2024年 4 月 1日から
2025年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目				金 額	
上 高				6,663,980	
売 上	原	価		5,129,509	
売 上	総	利	益	1,534,471	
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費				1,260,556	
営 業 外 収 入		利 益		273,914	
営 業 外 収 入		利 益		103,592	
受 取 配 当 金		利 息		5,998	
受 取 配 当 金		利 息		79,146	
受 取 配 当 金		利 息		7,800	
受 取 配 当 金		利 息		9,434	
受 取 配 当 金		利 息		1,212	
経 常 利 益				377,507	
特 別 利 益				3,690	
特 別 利 益				3,690	
特 別 利 益				11,347	
特 別 利 益				4,025	
本 社 移 転 費 用				7,321	
税 引 前 当 期 純 利 益				369,850	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税				71,462	
法 人 税 等 調 整 額				9,330	
当 期 純 利 益				289,057	

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

システムズ・デザイン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 木	直 哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 原	崇 二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、システムズ・デザイン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、システムズ・デザイン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2025年5月15日

システムズ・デザイン株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮 木	直 哉
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福 原	崇 二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、システムズ・デザイン株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第59期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該
内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指
摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

システムズ・デザイン株式会社 監査役会

常 勤 監 査 役 岡 本 芳 明 ㊟

社 外 監 査 役 深 澤 公 人 ㊟

社 外 監 査 役 大久保 映 貴 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図



ハイアット リージェンシー 東京

東京都新宿区西新宿二丁目7番2号

地下1階『白鳳』の間

■徒歩での経路

- ・新宿駅(西口)より徒歩約9分
- ・地下鉄大江戸線都庁前駅A7出口C4連絡通路経由徒歩1分
- ・地下鉄丸ノ内線西新宿駅より徒歩約4分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。